新旧対照表（千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 | 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 |
| 目次（略）  第１章（略）  第２章　人員に関する基準  （介護支援専門員の員数）  第４条（略）  ２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数**が３５**  又はその端数を増すごとに１とする。  （新設）  （管理者）  第５条（略）  ２（略）  ３　第１項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  （１）（略）  （２）管理者が**同一敷地内にある**他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）  第３章　運営に関する基準  （内容及び手続の説明並びに同意）  第６条（略）  ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ  、居宅サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること**、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合**等につき説明を行い、理解を得なければならない。  （新設）  **３**（略）  **４**　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、**第７項**で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。  （１）略  （２）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**    をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  **５**（略）  **６**　**第４項第１号**の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  **７**　指定居宅介護支援事業者は、**第４項の**規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  （１）**第４項各号**に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの  （２）（略）  **８**（略）  第７条～第１４条（略）  （指定居宅介護支援の具体的取扱方針）  第１５条　指定居宅介護支援の方針は、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。  （１）・（２）（略）  （新設）  （３）～（13）の２（略）  （14）（略）  ア　少なくとも１月に１回、**利用者の居宅を訪問し、当該**利用者に面接すること。  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  **イ**（略）  （15）～（25）（略）  （26）指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、  　　　　　　　　　　指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。  （27）（略）  第１６条～第２３条の２（略）  （掲示）  第２４条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項  　　　　　　を掲示しなければならない。  ２　指定居宅介護支援事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。  （新設）  第２５条～第３０条（略）  （記録の整備）  第３１条（略）  ２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）・（２）（略）  （新設）  **（３）**第１８条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（４）**第２８条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（５）**第２９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第４章（略）  第５章　雑則  （電磁的記録等）  第３３条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条（第３２条において準用する場合を含む。）及び第１５条第２４号（第３２条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）**により行うことができる。  ２（略）  以下　（略） | 目次（略）  　　　第１章（略）  第２章　人員に関する基準  （介護支援専門員の員数）  第４条（略）  ２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数**（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第１１５条の２３第３項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が４４**又はその端数を増すごとに１とする。  **３　前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和３４年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は、利用者の数が４９又はその端数を増すごとに１とする。**  （管理者）  第５条（略）  ２（略）  ３　第１項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  （１）（略）  （２）管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）  第３章　運営に関する基準  （内容及び手続の説明並びに同意）  第６条（略）  ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ**、利用者又はその家族に対し**、居宅サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること                      等につき説明を行い、理解を得なければならない。  **３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。**  **４**（略）  **５**　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、**第８項**で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。  （１）略  （２）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３３条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  **６**（略）  **７**　**第５項第１号**の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  **８**　指定居宅介護支援事業者は、**第５項の**規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  （１）**第５項各号**に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの  （２）（略）  **９**（略）  第７条～第１４条（略）  （指定居宅介護支援の具体的取扱方針）  第１５条　指定居宅介護支援の方針は、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。  （１）・（２）（略）  **（２）の２　指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。**  **（２）の３　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  （３）～（13）の２（略）  （14）（略）  ア　少なくとも１月に１回、  　　　　　　　　利用者に面接すること。  **イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。**  **（ア）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。**  **（イ）サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。**  **ａ　利用者の心身の状況が安定していること。**  **ｂ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。**  **ｃ　介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。**  **ウ**（略）  （15）～（25）（略）  （26）指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、**地域包括支援センターの設置者である**指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。  （27）（略）  第１６条～第２３条の２（略）  （掲示）  第２４条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）**を掲示しなければならない。  ２　指定居宅介護支援事業者は、**重要事項**  を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。  **３　指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**  第２５条～第３０条（略）  （記録の整備）  第３１条（略）  ２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）・（２）（略）  **（３）第１５条第２号の３の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**第１８条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（５）**第２８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（６）**第２９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第４章（略）  第５章　雑則  （電磁的記録等）  第３３条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条（第３２条において準用する場合を含む。）及び第１５条第２４号（第３２条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録  により行うことができる。  ２（略）  以下（略） |
|  |  |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。